４月入所一次利用調整では減点しません。
４月入所二次利用調整期間にお申込みください。

育児休業延長許容の申出書

この申出書を提出した児童については、**指数を大幅に減点した**うえで、**二次募集で**入所の利用調整を行います。この申出書の提出は入所保留を積極的に希望する旨の意思表示にはあたりません。したがって利用調整の結果、内定する可能性があります。内定後に入所を辞退した場合には、保留通知は発行いたしません。

なお、この申出を**取下げ**る場合は、**再度申請が必要**です。

指数を**大幅に減点することを希望しない**場合、この書類の提出は不要です。

利用調整に関する注意事項です。各項目をご確認の上、すべてにチェックをしてください。

□	1	就労証明書の内容に関わらず、基準指数、調整指数は適用しません
□	2	取り扱いを変更する場合は、再度、利用申込の申請が必要です。期限に間に合わなかった場合は、変更できません。
□	3	申込み状況によっては**内定する可能性**があります(**内定した場合、保留通知書を発行できません**)。
□	4	内定後、入所する場合には入所月の翌月１日までに育児休業からの復帰が必要です。
□	5	育児休業の延長を許容する方同士で並んだ場合は、住民税が未申告の方を最優先して内定となります。以降、住民税額が低い人を優先して内定となります。
□	6	保留通知書が発行されても、育児休業給付金の給付を保証するものではありません。育児休業給付金について、足立区は一切の責任を負いません。
□	7	育児休業給付金について足立区では回答できませんので、詳細は勤務先の担当者または在職中の事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。また、育児休業給付金申請に伴う必要書類については、保護者自身でご確認のうえ、ご準備ください。

※本申出書は、４月入所一次利用調整で提出された場合は無効となります。

上記についてすべて確認し、保護者全員が同意しました。

代表保護者氏名（自署）：

申請児童氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　第一希望園＿＿＿＿＿＿